

○経済産業省告示（案）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五条第一項の規定に基づき、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後				改正前			
別表第5 ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準				別表第5 ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準			
区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準	区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1 A	[略]	[略]	[略]	1 A	[略]	[略]	[略]
1 B	電炉による普通鋼製造業（電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業（高炉による製鉄業を除く））	①と②の合計量 ① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値に、粗鋼量に0.126（単位k1/t）を乗じた値を炉外精錬工程通過に係る固定値(α)に炉外精錬工程通過に	<u>0.150k1/t以下</u>	1 B	電炉による普通鋼製造業（電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業（高炉による製鉄業を除く））	①と②の合計量 ① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値 ② 鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する過程におけるエネルギー使用量を圧延量にて除した値	<u>0.143k1/t以下</u>

		<p>係る粗鋼量を乗じた値で除した値を乗じた値</p> <p>② 鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する過程におけるエネルギー使用量を圧延量にて除した値に、<u>圧延量に0.050 (単位 kl/t) を乗じた値を品種に係る固定値(β)に品種に係る圧延量を乗じた値で除した値を乗じた値</u></p>					
1 C	電炉による特殊鋼製造業（電気炉により粗鋼を製造し、特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する事業（高炉による製鉄業を除く	<p>①と②の合計量</p> <p>① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値に、<u>粗鋼量に0.641 (単位 MWh/t) を乗じた値を炉容量に係る固定値 (γ) に炉容量に係</u></p>	<u>0.360kl/t以下</u>	1 C	電炉による特殊鋼製造業（電気炉により粗鋼を製造し、特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する事業（高炉による製鉄業を除く	<p>①と②の合計量</p> <p>① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値</p> <p>② 鋼片から特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼</p>	<u>0.36kl/t以下</u>

))

る粗鋼量を乗じた値で除した値に0.610を乗じて0.390を加えた値を乗じた値

- ② 鋼片から特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鑄鋼品）を製造する過程におけるエネルギー使用量を出荷量（販売量）にて除した値（以下「下工程原単位」という）。ただし、次の(1)から(4)の工程を有する場合には、下工程原単位に、(1)から(4)に定める値（(2)から(4)の値がそれぞれの工程におけるエネルギー使用量

))

冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鑄鋼品）を製造する過程におけるエネルギー使用量を出荷量（販売量）にて除した値

の実績値を上回
る場合には当該
工程におけるエ
ネルギー使用量
の実績値) をエ
ネルギー使用量
から控除した値
をエネルギー使
用量で除した値
を乗じた値。

(1)自由鍛造工程

当該工程にお
けるエネルギー使
用量に、当該工
程の作業量から
当該工程にお
ける一回目の作業
の粗鋼装入量を
引いた値を当該
工程の作業量で
除した値を乗じ
た値

(2)二次溶解工程

当該工程にお
ける作業量に0.31
6 (単位 kl/t
) を乗じた値

(3)磨帯鋼を製造す

る冷間加工工程
当該工程にお

		ける作業量に0.166 (単位 k1/t) を乗じた値 (4)粉末製造と加工工程 粉末製品の製造量に0.551 (単位 k1/t) を乗じた値					
2～3	[略]	[略]	[略]	2～3	[略]	[略]	[略]
4 A	洋紙製造業（主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙（印刷用紙（塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く）、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙）を製造する事業（雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く））	洋紙製造工程におけるエネルギー使用量を洋紙生産量にて除した値	当該事業における再生可能エネルギーの使用率が72%以上の場合： 6626MJ/t以下 当該事業における再生可能エネルギーの使用率が72%未満の場合： (-23664)×当該事業における再生可能エネルギー使用率+23664MJ/t以下	4 A	洋紙製造業（主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙（印刷用紙（塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く）、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙）を製造する事業（雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く））	洋紙製造工程におけるエネルギー使用量を洋紙生産量にて除した値	6626MJ/t以下
4 B	板紙製造業（主として木材パルプ、	板紙製造工程におけるエネルギー使用量	4944MJ/t以下	4 B	板紙製造業（主として木材パルプ、	板紙製造工程におけるエネルギー使用量	4944MJ/t以下

	古紙その他の繊維から板紙（段ボール原紙（ライナー及び中しん紙）及び紙器用板紙（白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む））を製造する事業（建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く））	を板紙生産量にて除した値に、 <u>板紙生産量に7706（単位 MJ/t）を乗じた値を品種に係る固定値（δ）に品種に係る生産量を乗じた値で除した値を乗じた値</u>			古紙その他の繊維から板紙（段ボール原紙（ライナー及び中しん紙）及び紙器用板紙（白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む））を製造する事業（建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く））	を板紙生産量にて除した値	
5～6 B	[略]	[略]	[略]	5～6 B	[略]	[略]	[略]
<u>7 A</u>	<u>通常コンビニエンスストアを主として運営する事業（コンビニエンスストア業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定め</u>	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	<u>707kWh/百万円以下</u>	<u>7</u>	<u>コンビニエンスストア業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストアを営業する事業）</u>	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	<u>845kWh/百万円以下</u>

	<u>るコンビニエンスストアを運営する事業をいう。以下同じ。）のうち主として店舗面積が100㎡以上の店舗（以下「通常コンビニエンスストア」という。）を運営する事業)</u>						
<u>7 B</u>	<u>小型コンビニエンスストアを主として運営する事業（コンビニエンスストア業のうち主として店舗面積が100㎡未満の店舗（以下「小型コンビニエンスストア」という。）を運営する事業)</u>	<u>当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値</u>	<u>308kWh/百万円以下</u>	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
8～11	[略]	[略]	[略]	8～11	[略]	[略]	[略]
12	貸事務所業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本	<u>当該事業を行う事業所の面積区分に応じて算出する値に、当該面積区分に該当する事業所のエネルギー</u>	<u>1.0以下</u>	12	貸事務所業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本	<u>ビルのエネルギーを試算して省エネルギー対策適用時の削減効果を比較評価するツールによって算出</u>	<u>15.0%以下</u>

	標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸店舗業及び貸倉庫業を除く事業)	一使用量(特殊なエネルギー使用量を除く。)の合計を乗じた値の各面積区分の合計を、当該事業を行う事業所におけるエネルギー使用量(特殊なエネルギー使用量を除く。)で除した値	
13~15	[略]	[略]	[略]

(備考)

1 電炉による普通鋼製造業(1B)のベンチマーク指標の固定値は以下の数値を用いること。

(1) 固定値(α) 次の(i)又は(ii)に掲げる場合に依りて

、(i)又は(ii)に定める数値

(i) 炉外精錬工程を通過する場合 0.132(単位 kl/t)

(ii) 炉外精錬工程を通過しない場合 0.117(単位 kl/t)

(2) 固定値(β) 次の(i)から(viii)までに掲げる製品に依りて、(i)から(viii)までに定める数値

(i) 異形棒鋼 0.040(単位 kl/t)

(ii) 線材 0.061(単位 kl/t)

(iii) 平鋼 0.080(単位 kl/t)

(iv) 形鋼 0.064(単位 kl/t)

(v) H形鋼 0.063(単位 kl/t)

(vi) 鋼板 0.065(単位 kl/t)

(vii) 角鋼 0.072(単位 kl/t)

(viii) 丸鋼 0.070(単位 kl/t)

	標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸店舗業及び貸倉庫業を除く事業)	される、当該事業を行っている事業所におけるエネルギーの削減余地(単位 パーセント)を、事業所ごとのエネルギー使用量により加重平均した値	
13~15	[略]	[略]	[略]

[新設]

2 電炉による特殊鋼製造業（1C）のベンチマーク指標の固定値（ γ ）は、次の算定式により求めること。ただし、炉容量が25t/ch以上の場合には、0.641を固定値として用いること。

$$\underline{1.1207 \times \text{炉容量 (単位 t/ch)}^{-0.1734}}$$

上記の算定式における「炉容量」は、炉ごとの粗鋼量を溶解回数で除した値とする。

3 板紙製造業（4A）のベンチマーク指標の固定値（ δ ）は、次の（1）から（6）までに掲げる製品に応じて、（1）から（6）までに定める数値を用いること。

（1）ライナー 5,709（単位 MJ/t）

（2）中しん紙 4,841（単位 MJ/t）

（3）白板紙 10,400（単位 MJ/t）

（4）黄板紙、色板紙、チップボール 9,987（単位 MJ/t）

（5）その他の板紙 9,297（単位 MJ/t）

（6）その他の洋紙 22,914（単位 MJ/t）

4 通常コンビニエンスストアを主として運営する事業（7A）において占める、小型コンビニエンスストアの数又は小型コンビニエンスストアにおける電気使用量の合計の割合が、当該事業の10%未満の場合には、当該事業のベンチマーク指標の算出の際に小型コンビニエンスストアに係る電気使用量及び売上高を含めること。

5 小型コンビニエンスストアを主として運営する事業（7B）において占める、通常コンビニエンスストアの数又は通常コンビニエンスストアにおける電気使用量の合計の割合が、当該事業の10%未満の場合には、当該事業のベンチマーク指標の算出の際に通常コンビニエンスストアに係る電気使用量及び売上高を含めることができる

6 貸事務所業（12）の面積区分に応じて算出する値は、次の表の左欄に掲げる面積区分ごとの事業所におけるエネルギー使用量（特殊なエネルギー使用量を除く。）の合計を当該面積区分ごとの事業所の延床面積（特殊なエネルギー使用面積を除く。）の合計で除した

値を、同表の右欄に掲げる面積区分ごとの基準値で除した値とする

＝

<u>面積区分</u>		<u>基準値</u>
<u>区分名</u>	<u>面積</u>	
<u>I</u>	<u>1 万㎡以下</u>	<u>870 (単位 MJ/㎡)</u>
<u>II</u>	<u>1 万㎡以上 3 万㎡未満</u>	<u>915 (単位 MJ/㎡)</u>
<u>III</u>	<u>3 万㎡以上</u>	<u>1,063 (単位 MJ/㎡)</u>

7 貸事務所業 (12) の特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積は、それぞれ次に掲げるものをいう。

(1) 特殊なエネルギー使用量

(i) 当該事業を行う事業所におけるコンピュータやデータ通信のための装置を設置及び運用することに特化した室 (以下「データセンター」という。) のエネルギー使用量

(ii) 当該事業を行う事業所における統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる中分類 71 学術・開発研究機関に定める事業所又は研究所 (以下「貸研究施設」という。) のエネルギー使用量

(2) 特殊なエネルギー使用面積

(i) 当該事業を行う事業所におけるデータセンターの面積

(ii) 当該事業を行う事業所における貸研究施設の面積

備考 表中の [] の記載は注記による。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。